

測量・建設コンサルタント等の  
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成29年4月  
大阪府住宅まちづくり部

### 技術者の雇用について

大阪府住宅まちづくり部では、平成29年4月1日以降の公告案件から、測量業務における技術者の雇用について、下記のとおりといたしますのでお知らせします。

#### 記

1. 予定価格が1千万円以上の業務(現行と同じ)

測量法に基づく測量士又は測量士補を3名以上(うち、測量士については1名以上)雇用している者であること(入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有している者に限る)。

2. 予定価格が2百万円以上、1千万円未満の業務

測量法に基づく測量士又は測量士補を2名以上(うち、測量士については1名以上)雇用している者(入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有している者)であること。

(補足)

- 1)雇用確認の対象となる測量士または測量士補については、大阪府と契約する営業所において配属(所属)されている者に限ります。
- 2)雇用確認が可能な書類としては、従業員についての健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は事業主宛住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書とします。

問い合わせ先

住宅まちづくり部 公共建築室 住宅設計課 事業推進グループ

TEL 06-6210-9766(直通)

FAX 06-6210-9800